基準１４

2023/12/24更新

|  |
| --- |
| **１４　教育実習等**  （１）教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含むことができる学校体験活動（以下「教育実習等」という。）の 1 単位あたりの時間数は、３０時間を標準とする。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （２）教育実習等の計画においては、入学定員に応じた適切な規模の実習校を確保するものとし、学校体験活動及び栄養教育実習を除き、以下の表の区分に応じて定める必要学級数を満たさなければならない。   |  |  | | --- | --- | | 区分 | 必要学級数等 | | 幼稚園教諭・小学校教諭の教職課程 | 入学定員５人に１学級の割合 | | 中学校教諭・高等学校教諭の教職課程 | 入学定員10人に１学級の割合 | | 特別支援学校教諭の教職課程 | 入学定員５人に１学級の割合 | | 養護教諭の教職課程 | 入学定員５人に１校の割合 | |

◆令和7年度開設用手引き別冊Q＆A（No.72）

|  |
| --- |
| Ｑ　学科等の下に専修やコース（学則上に定められていない組織）を設け、そのうち一の専修やコースの学生のみが教職課程を履修できると定めた場合、実習校として当該専修・コースの定員に応じた学級数を確保することで足りるか。  Ａ　実習校の確保にあたっては、実際の履修人数にかかわらず、課程認定を受けた組織（この場合は「学科等」）の定員に応じて確保しなければならない。 |

◆[平成25年度教職課程認定説明会（平26/3/19開催）資料　質問と回答](https://www.dropbox.com/s/jskjhpl5r79bexp/14_03_19_%E8%AA%B2%E7%A8%8B%E8%AA%8D%E5%AE%9A%E7%94%B3%E8%AB%8B%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%AA%AC%E6%98%8E%E4%BC%9A%E8%B3%87%E6%96%99%EF%BC%88%E8%B3%AA%E5%95%8F%E3%81%A8%E5%9B%9E%E7%AD%94%EF%BC%89.pdf?dl=0)

|  |
| --- |
| Ｑ　養護実習校は、5名当たりに1校を確保することになっているが、これは入学定員に対するものか、それとも養成人数に対するものなのか？例えば、入学定員80名で10名の養成を予定する場合、実習校は16校確保するのか、2校確保するのか？  Ａ　教職課程認定は、学則に定められた組織のうち、定員を置く最小単位（学科や専攻など）に対して行うこととなっており、教職課程認定基準の「11　教育実習、養護実習及び栄養教育実習」において、入学定員に応じて、適当な規模・教員組織等を有する実習校が確保されていなければならず、養護教諭養成の場合、入学定員5人に1校の割合で確保することが必要と規定しているところです。  このため、大学が10名程度の規模で養成することを想定していたとしても、入学定員が80名であれば、16校確保することが必要です。 |

|  |
| --- |
| （３）実習校については、当該学校の承諾を得ていなければならない（都道府県市によって特別の事情がある場合には、当該教育委員会の実習受入れ証明をもって代えることができる）。  なお、栄養教育実習については、都道府県市の教育委員会の実習受入れ証明を得ることを原則とする。 |

◆令和7年度開設用手引き別冊Q＆A（No.71）

|  |
| --- |
| Ｑ　課程認定を受ける場合に必要となる教育実習協力校の承諾書は、個別の実習校の承諾書ではなく、教育委員会の承諾書でもかまわないか。  Ａ　教育実習の受け入れ窓口が教育委員会になっているような場合は差し支えない。  なお、栄養教諭養成の場合には、都道府県市の教育委員会の実習受入証明書を添付することを原則とする。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.40）

|  |
| --- |
| Ｑ　同一学科に幼小の養成課程を置く場合、共通の教育実習の開設は可能と理解しているが、その場合の実習先は、小学校と幼稚園のどちらでも良いか。  Ａ　施行規則及び課程認定基準上においてはいずれの学校種でも構わないが、異なる学校種を前提とした（幼小課程を設置している課程において小学校しか実習先を確保していない、等）配置を行うことは教育課程上適切ではないため、認められていない。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.269）

|  |
| --- |
| Ｑ　一つの学校で教育実習と「学校体験活動」を両方とも受け入れていただく場合、必要な学級数はどうなるか。また、承諾書は別々に必要になるのか。  Ａ  ○必要な学級数については、教育実習と学校体験活動で別に設定する必要はない。  ○承諾書はまとめて記載することができる。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.272）

|  |
| --- |
| Ｑ　「学校体験活動」を追加する場合、実習校からの受入承諾書は、自大学の附属学校においても必要なのか。  Ａ　必要となる。 |

|  |
| --- |
| （４）通信教育の課程における教育実習等は、その大学において、通学昼間スクーリングとして行なわなければならない。 |

|  |
| --- |
| （５）教育実習等の実施計画が周到であり、十分な教職指導体制が整備されていなければならない。 |

▼実地視察報告書より

|  |
| --- |
| ○　教育実習は，大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から，遠隔地の学校や学生の母校における実習ではなく，可能な限り大学が所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ましい。今後，地元教育委員会や学校との連携を進め，近隣の学校における実習先の確保に努めていただきたい。なお，やむを得ず遠隔地の学校や学生の母校における実習を行う場合においても，実習先の学校と連携し，大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに，学生への適切な指導，公正な評価が保証されるよう努めていただきたい。  ○　多くは母校実習を行っているが，教育委員会と連携し，ほぼ全ての教育実習先に担当指導教員が巡回指導を行うなど，丁寧な教育実習指導が行われている状況が確認された。引き続き，地元教育委員会・学校と連携を進め，巡回指導を含め，適切な教育実習指導に努めていただきたい。  ○　遠隔地での実習についても，電話による指導ではなく，巡回指導を行うことが望まれる。 |

◆令和7年度開設用手引きQ＆A（No.75）

|  |
| --- |
| Ｑ　母校実習の考え方について教えてほしい。  Ａ　教育実習については、大学の教職課程の一環として行われるものであり、大学は教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。  学生が自らが教職に就くことを希望する出身地の母校をはじめとする学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で有意義である一方、母校実習は、比較的大学から遠隔地の学校で行われることが多く、このような場合の大学の指導体制をどのように確保するか、教育実習を行う卒業生に対する実習校の評価の客観性をどのように確保するかといった課題もある。  従って、母校実習を行う場合は、  ① 大学と実習校とが十分に連携して指導を行うなど、大学が責任を持って教育実習に関わる体制を構築するとともに  ② 実習校側も適切な評価に努めること  が必要である。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.468）

|  |
| --- |
| Ｑ　様式5号作成例にある通り「2 事前及び事後指導の内容等」の書き方について。数回に分けて実施する場合、回数ごとの内容だけでなく、時間数も明記する必要があるか。  Ａ　事前事後指導が1単位分確保されているか確認するため、時間数も記載する必要がある。 |